

## 2 本 堂 秀 利 議 員

- 1 原子力防災計画・安定ヨウ素剤について
- 2 社会保障・税番号制度システムについて
- 3 子ども子育て支援事業・学童保育について



### 1 原子力防災計画・安定ヨウ素剤について

私は、日本共産党議員団を代表して、質問を行います。

まず最初に、原子力防災計画・安定ヨウ素剤についてお伺いいたします。

泊発電所周辺地域原子力防災計画(計画編)の修正案が平成26年6月に出され、第6節緊急被ばく医療活動体制の整備が追加されました。

1. 緊急被ばく医療活動体制の整備と2. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備に分かれ2. では道及び関係町村は原子力災害対策指針などを踏まえ、医療機関などと連携して、住民などへの安定ヨウ素剤の配布体制を整備するなど、緊急時においてすみやかに安定ヨウ素剤の予防服用が行える体制を構築するものとし、その手続きについては道が別途定めるものとする追加修正をしました。

住民への安定ヨウ素剤配布体制と速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行える体制の構築をすとしていますが、道が別途定める手続きとはどのようなものか。

追加された安定ヨウ素剤の服用では、本部長は原子力緊急事態宣言が発出され、原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からP A Z内の住民に対する安定ヨウ素剤の服用指示があった場合、または、独自の判断により避難住民などの放射線防護のため避難対象区域を含む関係町村は、道と連携し別途定める手続きによって住民などに安定ヨウ素剤を配布し服用指示を行うものとする。

また、U P Z内の住民などへの安定ヨウ素剤の配布及び服用について、原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からの指示があった場合、または、独自の判断により、避難または屋内退避などの対象区域を含む関係町村は、道と連携し、住民などに対し別途定める手続きによって住民などに対し安定ヨウ素剤を配布するとともに服用指示を行うものとするものとしています。

本部長はP A Z内の住民、U P Z内住民へ独自の判断で安定ヨウ素剤の服用を指示できるとなったが道が別途定める手続きとはどのようなものか。

関連する4町村には配布体制、予防服用、服用指示の別途手続きの詳細は提示されているのか。

福島第一原発事故による放射線の影響を調べている福島県「県民健康管理調査」の検討委員会が5月19日開かれ、事故後10月から当時18才以下の子どもの対象に甲状腺検査を始め、2013年度検査は34市町村15万7,621人を対象に実施し、実施主体の福島県立医大が甲状腺ガンと診断が確定した子どもは前回2月の33人から50人に増え、がんの疑いは前回41人から39人になったと報告した。

福島原発事故後に放出された放射性ヨウ素を多く含む雲・放射性プルームに対しては、安定ヨウ素剤の事前配布・投与が有効であるとしています。

住民への安定ヨウ素剤配布体制と速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行える体制の構築は甲状腺がんを防ぐため急がれるが、P A Z・U P Z内では居住する住民の被ばくを防ぐため事前配布も含めどのように進めるのか。

東京電力福島第一原発事故を受け、被ばく対策の見直しを進める原子力安全委員会の分科会は、甲状腺がんを避けるための安定ヨウ素剤を原発周辺の家庭に事前に配布するべきだとの提言をまとめ、深刻な被害の恐れがある原発から半径5キロ圏内を中心に、30キロまでの地域も事前配布の対象とし、やや離れた50キロまでの地域も検討の余地があるとしています。

福島第一原発事故では発電所から風下側に避難してしまうなどその把握が困難なことから実際の避難では、まず安定ヨウ素剤を服用してから避難を開始することが重要となると日本医師会のガイドラインは指摘しています。

甲状腺がんを避けるための安定ヨウ素剤を原発周辺の家庭に事前に配布するべきだとの提言をまとめた原子力安全委員会の分科会は「事故後にヨウ素剤を配布する時間はほとんどないと判断した」としています。

風向によっては風下になり、P A Z・U P Z内などといってられない住民に対し、放射性プルーム対策として甲状腺がんを避けるための安定ヨウ素剤を要避難者・要配慮者のいる施設、学校、保育所、幼稚園などへの事前配布は実施しないのか。

安定ヨウ素剤の服用時期と効果は「放射性ヨウ素に曝露する24時間前は90%以上の効果」があるが「放射性ヨウ素に曝露した8時間後は40%の抑制効果」となる。

さらに「放射性ヨウ素に曝露した24時間後は7%しか抑制効果がない」と原子力災害における安定ヨウ素剤服用ガイドラインで日本医師会が報告をしています。

一刻を争う緊急事態での判断を求められる本部長は独自の判断で住民などに対して安定ヨウ素剤を配布するとともに服用指示を行うことができると追加修正されたが、何を根拠に服用指示の判断とするのか。お伺いします。

原子力規制委員会が再稼働申請中の泊3号機で大口径配管破断による原子炉冷却材喪失、非常用炉心冷却失敗、格納容器スプレイに注入失敗した場合の過酷事故では炉心溶融開始メルトダウンが約19分。

原子炉容器が破損し格納容器からの放射能漏えい開始が約90分と推計しています。

施設敷地緊急事態で安定ヨウ素剤配布の準備、要配慮者に対する服用・避難が実施されるがこの時点での判断は何を基準にするのか。

全面緊急事態での避難指示、安定ヨウ素剤の服用指示は本部長の判断によるがこの時点で判断は何を基準にするのか。

原子力事故における避難は空間放出線量が高い、または高くなる恐れがあるか、もしくは放射性物質が放出される地点から速やかに離れるため緊急で実施するものと解されているがこの防災計画での避難の定義は。

退避等措置計画編のP A Z内の施設敷地緊急事態要避難者で(4)では施設敷地緊急事態要避難者の避難が円滑に実施されるよう要避難者以外の住民などに対して指示があるまで自主的な避難をしないよう周知徹底するとあります。

住民は既に福島事故を経験しましたから、事故が起これば避難できる人は指示

を待たずに動き出すと考える方が現実的ではないのか。

移動を始めた避難住民を規制できると考えているのか。お伺いします。

P A Z内では原子力事業所の敷地境界付近の放射線量が5マイクロシーベルト以上になった場合、U P Z内では500マイクロシーベルト以上になった場合に避難指示が出されることになり、被ばくを前提に避難基準を作るのですか。

原子力防災計画での避難指示は放射性物質が放出され住民は被ばくしながら避難する基準、被ばくのための避難計画になるのではないのか。

道が行った372パターンでの避難時間推計シミュレーションには、災害時要援護者(施設敷地緊急事態避難者)は含まれず、病院医療機関、社会福祉施設の避難計画は作成されたというが、実際に避難計画に基づき医師、看護師、職員の指示・引率のもと迅速安全に入院患者、外来患者、重篤な患者、移動が困難な患者など、他の医療機関へ被ばくをせずに転院させることができるのか。

また、1度で転院できない場合の残された患者の対応は少ない医師の下でどのようにするのか。

原子炉容器が破損し格納容器からの放射能漏えい開始が約90分と推計した中で、被ばくをせずに避難することは不可能です。

町を守り、子どもたちに被ばくさせない環境を残すには泊原発すべてを廃炉にするしかないと思うがいかがですか。

大飯原発運転差し止め判決は原発の安全性に対し、国民の生存を基礎とする人格権を放射性物質の危険から守るという観点から見ると、原発にかかる安全技術及び設備は、万全ではないのではないかというにとどまらず、むしろ、確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ち得る脆弱なものであると認めざるを得ないと指摘し、250km圏内も健康被害から見て避難区域と認めた判決を泊原発を5キロ先に見据える岩内町としてどのように受け止めたのか答弁を求めます。

**【答 弁】**

**町 長**：本堂議員からは、3点にわたるご質問であります。

順次、お答えいたします。

1点目は、原子力防災計画・安定ヨウ素剤について、15項目のご質問であります。

1項めは、安定ヨウ素剤の配布・予防体制における、道が別途定める手続きとは何かについてであります。

安定ヨウ素剤の配布・予防服用体制については、この度の泊発電所周辺地域原子力防災計画（計画編）において「体制整備を構築するものとし、その手続きは道が別途定めるものとする」と計画修正をしたところであります。

この道が別途定める手続きとは、北海道緊急被ばく医療活動実施要領の中で定められるものと考えております。

2項めは、本部長は、PAZ・UPZ内住民へ独自の判断で安定ヨウ素剤の服用を指示できるとなったが、道が別途定める手続きとは何かについてであります。

緊急被ばく医療における安定ヨウ素剤の服用については、「関係町村は道と連携し、住民等に対し、別途定める手続きによって住民等に対し安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用指示を行うものとする」となったところであります。

この手続きにつきましても、北海道緊急被ばく医療活動実施要領の中で示されるものと考えております。

3項めは、関連する4町村には配布体制、予防服用、服用指示の別途手続きの詳細が示されているのかについてであります。

安定ヨウ素剤の取扱いについては、北海道と協議をすることになっており、既に、PAZの泊村と共和町とは、協議が開始されていると伺っておりますが、岩内町を含むUPZの11町村については、これからの協議となることから、現時点では詳細は示されていないところであります。

4項めの「安定ヨウ素剤の配布・予防服用体制の構築と被ばくを防ぐための事前配布について」と、5項めの「甲状腺がんを避けるための安定ヨウ素剤を、要避難者・要配慮者のいる施設などへの事前配布は実施しないのか」については、関連がありますので合わせてお答えいたします。

安定ヨウ素剤の配布・服用にあたっては、昨年7月に、国において作成された解説書の中で、安定ヨウ素剤配布・服用のための事前準備の方針が示されているところであります。

内容としましては、PAZ外の市町村については、一部例外はありますが、全面緊急事態に至った場合に屋内退避、その後空間放射線量率等に応じて避難等の防護措置が講じられる際に、安定ヨウ素剤を服用すると記述されているところであります。

こうしたことから、今後、北海道と協議を進めることとなりますが、安定ヨウ素剤の配布・服用については、これまでどおり、避難時の集合場所となる学校施設などでの対応を考えているところであります。

6項めは、一刻を争う緊急事態時に本部長は、独自の判断で安定ヨウ素剤の配布・服用指示を行うことができると追加修正されたが、何を根拠に服用指示の判断とするのかについてであります。

この度の計画修正により、本部長の独自の判断により服用を指示すること

ができると、計画に盛り込まれたところであります。

安定ヨウ素剤の服用については、基本的には原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からの指示によるものでありますが、現地の状況が急変し、緊急を要する場合には、医師などの助言により本部長が判断できるとしたものであります。

7項めは、施設敷地緊急事態で安定ヨウ素剤配布の準備、要配慮者に対する服用・避難が実施されるが、この時点での判断は何を基準にするのかについてであります。

施設敷地緊急事態とは、原子力施設の状態等に基づく緊急時活動基準がEAL2の状態を指し、この事態における防護措置の判断基準については、国の防災基本計画及び原子力災害対策指針等により規定されているところであります。

8項めは、全面緊急事態での避難指示、安定ヨウ素剤の服用指示は本部長の判断によるが、この時点での判断は何を基準にするのかについてであります。

全面緊急事態とは、原子力施設の状態等に基づく緊急時活動基準がEAL3の状態を指し、この事態における取るべき防護措置の判断基準については、国の防災基本計画及び原子力災害対策指針等により規定されているところであります。

なお、本部長の安定ヨウ素剤服用の指示判断については、あくまで、国からの情報や医師の助言に基づいて行われるものであります。

9項めは、原子力防災計画における避難の定義についてであります。

原子力災害対策指針において、避難とは、「住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に取りべき防護措置であり、放射性物質または放射線の放出源から離れることにより被ばくの低減を図るものであり、空間放射線量率等が高いまたは高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの」となっております。

10項めは、要避難者以外の住民に自主的な避難をしないよう周知徹底するとあるが、避難できる人は指示を待たずに動き出すと考える方が現実的ではないのか、移動を始めた避難住民を規制できると考えているのかについてであります。

原子力災害時の避難については、原子力災害対策指針等により、EAL、OILに基づく段階的避難について規定されており、泊発電所周辺地域原子力防災計画においても、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の各事態ごとにおける防護対策及び段階的避難について記載しているところであります。

ご質問にもありますが、福島事故でも、事故の情報を得た町民が自主的に避難を開始してしまう自主避難者が発生したところであり、これは一定程度予測できるところであります。

こうしたことから、道路渋滞等の混乱を少しでも緩和し、全体として迅速な避難に繋がる段階的避難は重要であることから、このことについて町民の方々に周知し理解を得ることが必要と考えております。

11項めの「被ばくを前提に避難基準を作るのか」と、12項めの「原子力防災計画での避難指示は被ばくしながら避難する基準、被ばくのための避難計画ではないのか」は、関連がありますので合わせてお答えいたします。

避難基準については、先にご答弁申し上げたように、国が定めた防災基本計画及び原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針により定められたものであり、原子力防災計画は、これらを基準にして作成されているものであります。

13項めは、入院患者、外来患者、重篤な患者、移動が困難な患者などを他の医療機関へ被ばくせずに転院させることができるのか、また残された患者の対応は少ない医師のもとでどのようにするのかについてであります。

医療機関や社会福祉施設等においては、各施設で避難計画を作成しており、災害時の対応については、それに基づいて各種防護措置をとることになりますが、入院患者等の転院等の措置の実施については、北海道で設置する医療班と連携し実施することになっております。

しかしながら、先日開催した「岩内町福祉・介護・医療・教育関係機関原子力防災連絡会」において、医療機関からは「北海道医療班との連携について詳細が不明」とのご意見もあったことから、町としても、この連絡会を通じて種々の意見を吸い上げ、北海道に対し、課題解決に向け、要請していきたいと考えております。

14項めは、泊発電所すべてを廃炉にすべきについてであります。

原子力発電所の廃炉については、我が国におけるエネルギー政策上の位置づけなども踏まえながら、国及び電力事業者において判断すべきものと考えております。

15項めは、関西電力大飯原子力発電所3・4号機の運転差し止めに係る、福井地方裁判所判決への受け止めについてであります。

今回の判決は、福島での事故を踏まえ、原告、被告双方の意見等を審理し、第一審の裁判所として下された判決であると認識しております。

## < 再 質 問 >

再質問いたします。

原子力防災計画について。

1つ目は、独自の判断とは町長の独自判断ではなく北海道緊急被ばく医療活動実施要領で定めると答弁しています。

取扱いの協議ではなく、町長などが判断する基準はどう定めるのか。

お伺いいたします。

2つ目、被ばくのための避難計画では、防災基本計画、原子力規制委員会で定めた原子力災害対策指針というが、P A Zでは5マイクロシーベルト以上、U P Zでは、500マイクロシーベルト以上と決めてあり、被ばくを前提に作ってあります。

5マイクロ、500マイクロは被ばくではないのですか。

3つ目に、安定ヨウ素剤は避難場所での対応と答弁しています。

保育所・学校など子ども達のためには、U P Z内でも事前配付しておくべきではないですか。

お伺いします。

4つ目、緊急の場合医師などの助言により本部長が判断するとしていますが、医師がいない時あるいは助言がない場合は、誰が判断するのか。

町長の判断でできるのですね。それとも判断できるまで待っているのですか。

お伺いいたします。

## 【答 弁】

**町 長**：本堂議員の再質問にお答えいたします。

2点にわたるご質問であります。

1点目は、原子力防災計画安定ヨウ素剤について4項目のご質問であります。

1項めは、町長が判断する基準は何かについてであります。

安定ヨウ素剤の取扱いについては、北海道緊急被ばく医療活動実施要領の中でその目的や保管、配付などが定められていることから、今後町長が独自判断する基準についても、北海道と協議する中で方針が定められるものと考えております。

2項めは、被ばくを前提とした避難計画ではないのかについてであります。

避難基準については、国の定めた防災基本計画及び原子力防災計画規制委員会が定めた災害対策指針に基づき、O I Lと防護措置について定められているところであります。

これにより、各自治体の原子力防災計画が作成されているものであります。

3項めは、保育所や学校などに、安定ヨウ素剤を事前配付しないのかについてであります。

事故発生時における、保育所や小中学校の対応については、E A L 2で帰宅または保護者に引き渡すことを基本としていることから、来られ施設への事前配付については、現時点では考えていないところであります。

4項めは、医師などのいない場合の町長の対応についてであります。

安定ヨウ素剤の服用については、あくまで国や医師の判断指示に基づき服用

させるものでありますが、緊急時においては、その限られた状況の中で判断をしなければならない時もあると考えております。

## ＜ 再々質問 ＞

再々質問を行います。

原子力防災計画安定ヨウ素剤の件についてですが、1つ目は、独自の判断で安定ヨウ素剤の服用を指示できるとなったが、服用指示は、北海道緊急被ばく医療活動実施要領の中で示される安定ヨウ素剤の取扱いは、道と協議をこれから協議をすると詳細は示されておられません。

何も決まっていない中での防災計画では、住民の安全は守れないことを指摘したいと思います。

次に、避難基準については国が定めた防災基本計画及び原子力規制委員会が定めた、原子力災害対策指針に基づきOILと防護措置について定められているところでありますというふうに、答弁しております。UPZ内の配付・服用指示500マイクロシーベルトあるいは、APZ内の5マイクロシーベルト以上という基準は、被ばくを防ぐための予防服用指示ではなく、被ばくするのを待って、被ばくを前提に出す指示でこの防災計画では、子ども達や住民は守れないこのことも指摘しておきたいと思います。

3つ目は、安定ヨウ素剤の服用についてはあくまで国や医師の判断、指示に基づき服用させるものでありますというふうに答弁しておりますが、福島第一原発から50キロ離れ、原子力防災計画も全くなかった三春町は事故後ヨウ素剤の調達、住民への服用準備、天気予報や風向きなどを勘案しながら事故4日後、緊急の場合の判断として国や県の指示がなく、医師が立ち会わなくても町長が最終の決断をして、独自の判断で服用を指示し住民の安全を守りました。

限られた状況の中で、判断をしなければならない時もあると町長は答弁いたしました。

まさに町長の意思、責任でもって率先してそうゆう判断をするべきである、このことを指摘して終わりたいと思います。

以上です。

## 2 社会保障・税番号制度システムについて

次に、社会保障・税番号制度システムについてお伺いいたします。

第2回定例会に上程された一般会計補正予算で社会保障・税番号制度システムは、国庫補助金1,323万1千円、一般財源持ち出しが448万1千円の1,771万2千円のシステム整備業務委託料を計上しています。

社会保障・税番号制度システムの内容は、どのようなものか。

番号制度の導入効果は、より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる。

また、社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られるとしているがどのような効率化か。

税法では申告納税制度であり、自ら申告して納税額を確定するものです。

税の給付と負担の公平化が図られるというが、申告納税制度は民主主義の基本ではないのですか。

番号制度の仕組みでは①個人に

①悉皆性（住民票を有する全員に付番）

②唯一無二性（1人1番号で重複のないように付番）

③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な視認性（見える番号）

④最新の基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）と関連付けられている

新たな「個人番号」（マイナンバー）を付番する仕組みとなっています。

「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な視認性（見える番号）にすることが、社会保障や税に係る各種行政事務の効率化につながるのか。

氏名と性別が使われる程度の認識で共通番号の使用に同意したところ、医療履歴、所得、消費活動、家族関係など、そこに名寄せされているありとあらゆる情報の利用に同意したのと同じ結果になります。

住民からすれば、同番号により、その制度設計によっては、消費の嗜好や思想傾向までも、生活活動全般に関するプライバシー情報を丸ごと、国に把握されてしまうことになるのではないのか。

番号制度の仕組みでは②複数の機関間において、それぞれの機関ごとにマイナンバーやそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組みと説明しています。

これは、個々の住民の勤務先や家族の状況、各種納税・社会保険料支払に関する情報、社会保障給付に関する情報の他、各種経済取引活動・消費活動に関する情報が、同番号をマスターキーとして正確・確実に名寄せされ突き合わされることとなります。

税番号制度は、個人個人のあずかり知らないところで想像もしていない膨大な個人情報を利用される基盤を作ることであり、まさにプライバシー侵害の基盤を作ることになるのではないのでしょうか。

市町村長は、申請により、個人番号カード（氏名、住所、生年月日、個人番号、顔写真等を記載）を交付しなければならないとされ、上記の市町村の事務は、法定受託事務とするとあります。

法定受託事務とはどのようなものか。

住民基本台帳ネットワークシステムで交付する住基カードは所管する総務省との間で自治体が費用対効果も考えて不参加ということもできますが社会保障・税

番号制度システムは法定受託事務でありその違いはどこにありますか。

社会保障・税の共通番号制度が住民生活に与える影響への対策はどのように考えているか。

管理する役場職員への個人情報の取り扱いなどの徹底と漏えい対策、罰則規定はあるのか。

日本弁護士連合会も、2010年開催した第53回人権擁護大会において、「国民一人ひとりに業務分野を超えた共通番号を割り振るなど、個人の自己情報コントロール権を侵害するような『番号制』の導入を行わないこと」を決議しています。

大企業には法人税負担をさらに減税し、個人からは、税は「ひとつ残らず全部とりたい」という思いが込められた「悉皆性でどこに社会保障があるのか。

問題点の多い社会保障・税番号制度システムを導入すべきでないと考えるがいかがですか。

## 【答 弁】

**町 長：**2点目は社会保障・税番号制度システムについて12項目にわたるご質問であります。

1項めは、社会保障・税番号制度システムの内容についてであります。

現在、国が進める社会保障・税番号制度の導入につきましては、各市町村の住民基本台帳をベースに新たな12桁の個人番号、すなわちマイナンバーが付与され、平成27年10月以降、各個人に通知される予定となっております。

その後、平成28年1月から年金、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続き等、法律や条例で定められた事務に限って、マイナンバーが利用される予定となっております。

また、制度導入に伴うシステム整備については、総務省と厚生労働省管轄に分かれており、住民基本台帳、税務、団体内統合宛名が総務省、国民年金、児童福祉、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険が厚生労働省管轄のシステムプログラム改修費として、それぞれ補助申請を行う予定であります。

2項めは、番号制度の導入効果として、各種行政事務に対しどのような効率化が図られるかについてであります。

国・道の行政機関や地方自治体において、複数の業務の間での連携が進み、住民票や所得証明書などの添付書類の省略や、様々な情報の照合や転記、入力に要する時間の短縮などが期待されております。

3項目は、申告納税制度は民主主義の基本ではないかについてであります。申告納税制度は、納税者自らがその税法に従って正しい申告と納税を行うという極めて民主的な制度と認識しております。

こうした申告納税制度を維持することを前提に、所得過少申告や申告漏れ、これに伴う社会保障の不正受給などを防止するためにも「公正な負担と給付の確保」を制度導入の基本理念に掲げているものと考えております。

4項めは、民間事業者の番号制度利用と各種行政事務の効率化についてであります。

税分野における源泉徴収票や給与支払報告書などの法定調書や、社会保障分野における被保険者資格取得・喪失届など法律によって民間事業者から国・道の行政機関や地方自治体へ提出が義務付けられている書類については、個人から提示された個人番号を所定書類に記載することによって、突合作業や提出漏れの確認など、一連の事務作業の効率化に繋がるものと認識しております。

5項めの消費嗜好や思想傾向、生活活動全般に関するプライバシー情報が国に把握されてしまうことになるのではないのかと、6項めのプライバシー侵害の基盤を作ることになるのではないのかについては、関連がありますので合わせてお答えします。

番号制度で取り扱う情報については、社会保障、税、災害対策分野の中で、法律・条例で定められた情報に限定されております。

また、本制度では問題発生前の事前評価制度として、プライバシー影響評価が法制化され、各自治体の特定個人情報保護評価が義務規定となったところであります。

本制度は、国が個人の情報を一元管理するのではなく、これまでどおり各

行政機関、地方自治体での分散管理を行い、必要な情報を必要な時だけ各機関でやりとりすることとなっております。

従いまして、プライバシー情報が全て国に把握されるということにはならないものであり、プライバシー侵害の基盤に繋がるという心配はないものと考えております。

7項めの法定受託事務と8項めの住民基本台帳ネットワークシステムとの違いについては関連がありますので、合わせてお答えします。

法定受託事務とは、「本来、国または都道府県が果たすべきものであるが、その適正な処理を特に確保するため、法令によって市町村などに処理を委任する事務」とされております。

番号制度については、番号法第63条により国政選挙、戸籍事務と同様に市町村が果たすべき法定受託事務とされております。

また、住民基本台帳ネットワークシステムとの違いについては、住基カード発行業務は自治事務とされていることから、法的な違いがあるものと認識しております。

9項めは、社会保障・税の共通番号制度が住民生活に与える影響への対策についてであります。

制度概要をはじめ、個人情報の取り扱いや、個人番号カードの交付手続きなどについては、今後、国においても様々な広報活動が行われると思われませんが、町としても、町広報紙などを通じて、町民の皆様出来る限り分かり易くお伝えしていくよう努めてまいります。

10項めは、役場職員における個人情報の漏えい対策と罰則規定についてであります。

このことについては、既に岩内町個人情報保護条例において、第7条では個人情報の取扱い及び提供の制限について、第49条から52条では職員等の罰則規定が定められているところであります。

11項目は、番号制度の税分野に関する理念についてであります。

先にご答弁申し上げましたとおり、個人・法人共に申告納税制度を基礎根拠とした各種社会保障制度の堅実な運用が公平・公正な社会の実現に繋がるものと認識しております。

12項めは、社会保障・税番号制度システムの導入の可否についてであります。

番号制度については、国民生活の多様性や情報通信技術の進歩に伴い、各行政機関や地方自治体における行政事務の効率化と、国民の利便性の向上を目指すことを理念とした法令に基づく新たな社会基盤の構築につながるという認識のもと、番号制度の導入を進めてまいりたいと考えております。

## < 再 質 問 >

次に、社会保障・税番号制度について。

日本共産党議員 高橋ちづ子衆議院議員はマイナンバー法案についての質問の中で、社会保障カード・医療等IDについて質問で、田村厚生大臣は医療や、介護機関、保険者が診療内容情報を共有し連携して効率化を図るものだと説明しています。

高橋議員はそれに対して、オンラインで資格情報が窓口でわかり、保険料滞納だと全額負担を求められるなど、医療が受けられない事態になりかねないと指摘すると、田村大臣もオンラインで資格情報の共有を検討していることを認めています。

つまりそういったことが起こりうることを認めています。

さらに、高橋議員は産業競争力会議で、新浪ローソン社長が、個人の所得のみならず、資産も把握して医療介護費の自己負担割合に差をつけ、結果的に削減につなげるとのべているとして、社会保障費の大幅削減のツールということかと質問。甘利経済再生大臣は、最初から社会保障縮減のために導入するものではないと答弁して、そうなることを否定しませんでした。

行政事務の効率化と国民の利便性の向上を目指すことを理念とした法令に基づく新たな社会基盤の構築につながると答弁していますが、このような重大な問題を内包している番号制度は認められません。

導入すべきではないと思いますが、再度答弁を求めます。

### 【答 弁】

**町 長**：2点目は、社会保障・税番号制について、税番号制度システムの導入の可否についての再質問でございます。

番号制度については、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障税制度の効率性透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平、公正な社会を実現するための制度であると認識しております。

ご質問にありましたような番号制度に対する懸念などを考慮し、公聴・広報活動に努めてまいりますとともに、国の番号制度における利用事務の拡大等も十分注視しながら、番号制度の導入を進めてまいりたいと考えております。

以上。

### 3 子ども子育て支援事業・学童保育について

次に、子ども子育て支援事業・学童保育についてお伺いします。

2012年8月、子ども子育て関連3法が成立し、「子ども子育て支援法」が新たに制定され、学童保育が位置づけられている児童福祉法が改定されました。

学童保育は、共働き・一人親家庭などの小学生の放課後、土曜日・春・夏・冬休みの学校休業中は1日の生活を継続的に保障すること、そのことを通して親の働く権利と家族の生活を守るという目的・役割を持っています。

児童福祉法では、共働き一人親家庭の小学生に「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」と毎日の生活を保障する施設としています。

2015年4月1日から「子ども子育て支援法」が新たに制定され学童保育の位置づけが改定になりましたが、どのように改定されたのか。

岩内町における放課後児童対策での学童保育利用状況は25年度12月で東小23名。中央小18名。西小19名の合計60名でした。

小学校統廃合後の西・東学童保育の利用状況はどのようになっていますか。

西・東小学校の対象となる3年生までの児童数は。

学童保育は平日放課後から5時までですが、学童保育を利用する子どもたちの退所時間は何時頃が多いのか。

春・夏・冬休み期間の学童での利用者数と退所時間は。

東山・中央・西保育所の平成25年度3月の修了児童数は44名です。

親が働き、保育に欠ける子どもたちが多いと思われるが26年度の学童保育利用者数との現況をどのように分析しているか。

国は2013年4月子ども子育て会議を発足し事業計画の基本指針の検討、ニーズ調査票の検討基準の検討を開始し市町村はニーズ調査を開始し事業計画の検討作業に入るというスケジュールですが、どのようなニーズ調査を行っていますか。

調査結果はまとまっているのか。調査結果からどのようなニーズが出されたのか。

児童福祉法の改正で学童保育は対象児童が「おおむね10才未満の小学生」から6年生までの小学生に引き上げられます。

学童保育対象人数をどの程度と考えているのか。

すべての市町村には、2015年から5年間ごとの学童保育の整備計画を含めた子育て支援策についての数値目標をつくりその目標に向けて取り組むことになっているが「数値目標」どのように立てているか。

学童保育への補助金は「市町村子ども子育て支援事業計画」に基づいて交付金として出されますが、「市町村子ども子育て支援事業計画」は策定されたのか。

交付金は国から市町村へ直接補助とありますが、限度額はどうなっているのか。

国は「子ども子育て会議」を設置し市町村は設置努力義務ですが「地方版子ども子育て会議」で事業計画を審議することになっています。

岩内町子ども・子育て会議が平成26年2月28日に設置され要綱が策定されていますが、事業計画の審議はどのように取り組まれているのか。

学童保育の基準を国は省令で定め、市町村は国の定める基準に従い条例で基準を定めるとありますが、国からは省令で定める基準は示されているのか。

また、町は条例作成の検討や策定のための作業は進んでいるのか。

15年4月から新制度が施行するが条例の制定は何時を予定しているのか。

「指導員の資格」資格認定研修と「配置基準」常勤職員の配置は国が決めた最低基準としました。

子ども子育て支援法の附則では「指導員の処遇改善、人材確保の方策を検討」指導員の配置を非常勤職員が前提から常勤職員を導入する」とし、国からの指導員1人に150万円程度の補助金を新制度では450万円に引き上げ、国負担分、市町村負担分、都道府県負担分が各3分の1ずつ負担し、国は市町村負担分、都道府県負担分は地方消費税の増税分で財源を確保したと説明しています。

市町村が市町村負担分を出して、国に補助金を申請しなければ国からの補助は入ってきません。

常勤職員の配備を考えた学童保育の整備・充実への計画はどうなっているのか。

附則「指導員の処遇改善、人材確保の方策を検討」では財源も確保して常勤職員の処遇改善を求めています。

処遇改善、人材確保に向けて話し合われているのか。

「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」とあるが、生活の場として必要な設備、トイレ、台所設備、手洗い場、静養室、緊急時の通報装置などを備え、学校が終わった後の家庭に代わる生活の場として15年4月に備え施設環境の整備のためどのような取り組みを考えているのか。

学童保育運営の基準では、保護者との密接な連絡とあり、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校関係機関と密接に連携した支援がうたわれ「子どもたちにとってどのような学童保育を保障していくのか」父母会・保護者会などとの連携も強め「子ども自身が安心でき、楽しく思えるよう」子どもたちの意見も十分に踏まえた学童保育づくりが必要と思うがいかがですか。

以上、答弁を求めます。

## 【答 弁】

**町 長**：3点目は、「子ども子育て支援事業・学童保育について」18項目にわたるご質問であります。

1項めは、「子ども子育て支援法が制定されたことにより学童保育の位置づけはどのように変わったのか」についてであります。

放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育事業については、帰宅時に保護者が労働等により不在である児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供するものとして、児童福祉法において規定されているものであります。

平成24年8月に公布された子ども・子育て支援関連3法により、学童保育事業が新たな国の交付金対象事業として位置づけられ、また、事業の設備、運営及び対象児童の範囲等についても、条例でその基準を定めることとされたものであります。事業の趣旨や目的そのものについては、大きな変更がないものと認識しております。

2項めの、「小学校統廃合後の学童保育の利用状況はどのようになっているのか」についてと、3項めの、「西・東小学校の対象となる

3年生までの児童数」については、関連がありますので合わせてお答えいたします。

本年3月をもって中央小学校が閉校となったことに伴い、各小学校の空き教室を利用して実施しておりました学童保育所についても、平成26年度からは2箇所での実施となっております。

また、3年生までが対象となる各学童保育所の児童数については、直近2ヵ年度の状況で申し上げますと、平成25年度入所時は、東小22名、西小23名、中央小24名の計69名に対し、平成26年度入所時は、東小43名、西小22名の計65名となっております。

4項めは、「学童保育を利用する子どもたちの平日の退所時間は、何時頃が多いのか」についてであります。

学童保育所に通う児童の平日の退所時間については、これまでの状況をみると、午後4時から午後5時までの間が最も多いものと認識しております。

5項めは、「春・夏・冬休み期間の学童での利用者数と退所時間」についてであります。

現在、春・夏・冬休みといった長期休暇期間については、午前9時から午後5時まで開設しているところではありますが、その間の利用者数については、平成25年度での平均登所率で申し上げますと、春休み中は「65.3%」、夏休み中は「61.1%」、冬休み中は「73.9%」で、平均すると、「65.6%」となっております。

また、長期休暇期間における退所時間帯については、午前中だけ登所する児童や、昼食を摂ってから退所する児童など、実態は様々ではありますが、平日に比べ、比較的早い時間帯での退所が多く見られるのが現状であります。

6項めは、「保育所の修了児童数と学童保育利用者数との現況をどう分析しているのか」についてであります。

本年4月に学童保育所へ入所した新1年生は、18名となっており、3月末をもって保育所を修了した全児童数と比較すると、約52%の児童が学童保育所へ入所したこととなっております。

また、近年の状況をみても、保育所修了児童に対する学童保育所入

所児童数の割合は、50%台で推移していることから、本町における実態を表した数値の1つとして認識しているところであります。

一方、学童保育所に入所しない理由としては、様々な事情があるものと考えますが、大きな要因の1つとして、児童の成長に伴い、新たな児童との交友関係や行動範囲の広がりが顕著に見られるようになること、また、学童保育所に頼るよりも、様々な友達との輪の中で多くの刺激や関わりを経験できる環境を優先して与えたいといった保護者の声も聞かれております。

いずれにいたしましても、学童保育への入所については、各家庭の家族構成や就労形態の変化などのほか、生活実態や保護者の方々の教育方針といったものも、少なからず影響していると考えておりますので、今後もこうした動向を注視してまいります。

7項めの、「どのようなニーズ調査を行ったのか」についてと8項めの、「ニーズ調査の結果からどのようなニーズが出されたのか」については、関連がありますので、合わせてお答えいたします。

子ども・子育て支援法において、市町村は、5年を1期とする「子ども子育て支援事業計画」を策定することと定められ、町では、利用者の意向を把握することを目的としたニーズ調査の実施を決定し、平成25年12月に、未就学児童の家庭及び学童保育の利用世帯を対象とし、国や北海道から示された項目を含め、43項目の設問により調査を実施したところであります。

このニーズ調査結果についてであります。4年生以降の利用については、約3割の方が6年生まで、そして約2割の方が4年生まで利用したいと考えていることに対し、約4割の方がクラブ活動や習い事をさせたいと考えていること。

また、約半数の方が毎週または隔週土曜日での開設を希望しているなどが数値として表れております。

9項めは、「学童保育の対象児童年齢が引き上げられることにより、対象人数をどの程度と考えているのか」についてであります。

平成24年8月の児童福祉法の一部を改正する法律の公布により、「おおむね10歳未満」といった対象年齢の範囲が撤廃されたところであります。

町におきましても、児童数の増加を想定した施設運営について、検討しているところでありますが、先にご答弁申し上げましたとおり、児童はその成長に伴い、新たな交友関係や行動範囲の広がりが顕著に見られるようになり、また、高学年になるにつれて、「習い事」や「少年団活動などが活発化することから、途中退所する児童や、在籍しているものの、極端に登所率が低くなる児童が多くなることが特徴的な傾向として挙げられているところであります。

したがって、対象児童を仮に6年生まで拡大した場合、高学年になるにつれて見られる特徴的な傾向や、保護者・指導員といった保育現場の方々の意見等も十分参考にしながら、適正な人数規模及び安全・安心が保たれる保育環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

10項めは、「2015年度から5年間の期間で策定する計画にお

いて、数値目標はどのように立てているのか」についてであります。

子ども・子育て支援法に基づく、5年を1期とした、町子ども・子育て支援事業計画の策定につきましては、国の基本指針や各種事業の基準等を参考にしながら、現在、事業計画の策定作業を進めているところであります。

したがいまして、現時点において、「地域子ども子育て支援事業」についての具体的な整備計画や数値目標はお示しすることはできませんが、町としては、可能な限り地域のニーズに沿った形で事業運営していけるよう、今後も様々な角度から内容を精査・検討しながら、計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

11項めは、「市町村子ども子育て支援事業計画は策定されたのか」についてであります。

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども子育て支援事業計画」については、国の指針に基づき、学童保育事業を含めた地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容等について、平成26年度末までに策定することとなっており、現在は、事業計画策定に向けた作業中であります。

12項めは、「国から市町村へ直接補助とされている交付金は、限度額があるのか」についてであります。

子ども・子育て支援新制度における各種事業に対する給付費については、消費税の10%増税を財源とした給付措置であり、学童保育事業を含む地域子ども・子育て支援事業に要する費用についても、子ども・子育て支援法において、予算の範囲内で交付することができると規定されております。

しかしながら、現在まで、この給付措置についての限度額など、具体的な補助基準等については国から示されていないのが現状であります。

13項めは、「岩内町子ども・子育て会議における事業計画の審議はどのように取り組まれているのか」についてであります。

子ども・子育て支援法においては、事業計画を策定するにあたり、当事者である利用者の意見を聴くことが重要であるため、各自治体においても地方版子ども・子育て会議を設置するよう要請されており、町においては、町内の児童福祉施設関係者や保護者の方などを交え、「岩内町子ども・子育て会議」を設置し、これまで2回の会議を開催してきたところであります。

会議内容といたしましては、国が進める子ども・子育て支援新制度における、子ども・子育て会議の役割や、新制度の内容の周知のほか、ニーズ調査やその他検討事項等についての確認、あるいは、今後の事業計画の策定の進め方等についてもご意見をいただきながら、情報の共有化と共通認識の形成を図ってきたところであります。

今後につきましても、各委員の方々からより多くの意見をいただきながら、各事業の趣旨や目的、必要性等を十分議論し、計画に搭載する事業の選定など、具体的な作業を進めてまいりたいと考えております。

14項めは、「学童保育の基準となる省令は、国から示されている

のか」、「条例の作成のための作業は進んでいるのか」、「進捗状況と制定時期はいつを予定しているのか」についてであります。

平成24年8月の児童福祉法の一部を改正する法律の公布により、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る基準」を条例で規定することが明示されたところであります。

その条例の制定にあたっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めることとされており、この基準となる省令については、平成26年4月30日に公布されるなど、市町村が条例制定するための主要な基準項目は示されているものの、その他運営に関する具体的事項等は、今後、順次示されていくものと考えております。

したがって、今後も国の情報等に十分留意しながら、条例作成のための検討作業を進めるとともに、子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から施行される予定であることも念頭に、条例の制定については、本年中に条例案をお示しできるよう、鋭意、検討・策定作業を進めてまいりたいと考えております。

15項めと16項めは、指導員の配置及び処遇改善と人材確保について、関連がありますので合わせてお答えいたします。

まず、指導員の配置についてであります。現在、東小3名、西小2名、合わせて5名の指導員を非常勤職員として採用し、配置しております。

これは、指導員として勤務するにあたっての意向を反映させ、かつ、現在の学童保育所の開設時間、利用日数などの状況を踏まえた上で、雇用契約を締結しているところであります。

今後、学童保育の開設時間及び利用定員などを含めた運営形態についても、子ども・子育て支援事業計画の中で示すこととなっており、引き続き保育現場の状況を十分検証していく中で、常勤または非常勤のいずれかの勤務体系が求められているのかについても、検討してまいりたいと考えております。

また、法律の附則では、指導員の処遇改善及び人材確保について、国は、検討を加え必要な措置を講ずることとしておりますが、現在のところ、学童保育事業の設備及び運営に関する基準の中には、指導員に関して、具体的な処遇改善及び人材確保についての方策は示されておられません。

しかしながら、事業者としては、利用者の満足度を高め、さらに充実した支援内容とするため、要となる指導員の勤務条件・内容の充実に努めたいと考えております。

17項めは、学童保育所の施設環境の整備のため、どのような取り組みを考えているのかについてであります。

先程もご答弁いたしましたとおり、本年4月30日に、学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定めた省令が公布され、町においても、本年中には条例化していく予定となっております。

このため、条例に規定されることとなる、保育事業の設備運営に関する具体的な項目については、検討中であり、現時点ではお答えすることができません。

しかしながら、本町の学童保育事業については、平成6年から小学校の空き教室を利用して実施してきており、これまでも必要に応じて、設備や備品の整備を行ってきたところでありますが、この度事業者は、常に、定められている基準の向上に努めなければならないとの指針も示されていることから、

児童の安全と健全育成が実現されるよう、今後とも施設環境の整備に配慮してまいります。

18項めは、保護者と関係機関との密接な連携についてであります。

ご指摘のとおり、保護者との連絡及び利用者が通学している小学校をはじめ、関係機関との密接な連携は、学童保育事業を運営していく上で、重要な課題として位置づけられております。

今後とも、町としては、的確な支援の提供を図るため、利用者及び利用者の保護者との連絡・調整はもとより、関連する機関との連携を密にし、併せて、個人情報の取扱いにも十分留意しながら、円滑な事業の運営に努めてまいります。

## < 再 質 問 >

次に、学童保育について。

2015年4月から新しい制度の中で、学童保育が行われ、現在その事業計画について検討作業中とのことですが、従来学童保育については、放課後などあるいは、夏休み冬休みなど長期の休みなどに対して、子どもに対する保育計画などまで検討するというより、とにかく子どもの安全に預かるということが強かったように思われます。

そうゆう点では、子ども子育て支援という立場から、より積極的に学童保育をとらえて計画をつくっていくことが重要であり、その際に子どもにとって、より楽しく安全な場所にしていくことがかつ重要と考えます。

このことを強く指摘して終わりたいと思います。